

石川県公報

令和3年1月12日

第13370号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

公 告

○県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告
(農業基盤課) 1

○県営土地改良事業に係る換地処分公告 (同) 1

公 告

県営土地改良事業計画の決定及び縦覧公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を定めたので、その関係書類を令和3年1月13日から同年2月10日まで縦覧に供する。

なお、この決定については、土地改良法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この決定を知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として(訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。)、決定の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年1月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

地区名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧場所
多田地区	老朽ため池整備事業	県営土地改良事業計画書の写し	かほく市産業建設部産業振興課

県営土地改良事業に係る換地処分公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地処分を行った。

令和3年1月12日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業名	地区(工区)名	換地処分年月日
県営ほ場整備事業 (農業法人育成型)	野田地区	令和2年12月22日

